

令和 5 年 5 月 10 日

公益社団法人 福島県トラック協会長 殿

福島労働局長

自動車運転の業務への時間外労働の上限規制、改善基準告示の適用に向けた周知について  
(トラック運転者)

平素より労働基準行政の運営に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車運転の業務については、長時間労働の背景に取引慣行など、個々の事業主の努力では解決できない課題があることから、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から、時間外労働の上限を原則として月 45 時間、年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年 960 時間とする規制が適用されます。

併せて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）についても、過労死等の防止の観点から見直しを行い、令和 6 年 4 月 1 日から改正された改善基準告示が適用されます。

上限規制及び改正された改善基準告示の円滑な適用のためには、荷主等と自動車運転の業務を行う事業者とが協力して、取引環境そのものを変えていく必要があることから、関係省庁で連携し、自動車運転の業務を行う事業者、荷主等の関係者に対し、あらゆる機会を捉えて、これらの改正事項並びに取引環境及び長時間労働の改善について周知を行うとともに、トラック運転者の労働環境の改善を強力に進めるため、荷主等に対して、恒常的な荷待ちを発生させないこと等について労働基準監督署による要請等をそれぞれ実施しているところです。

つきましては、別添を御活用いただき、上限規制及び改正された改善基準告示の適用に向けた準備を行っていただくよう、会員企業等のみなさまへの周知等に御協力をよろしくお願い申し上げます。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第 7 号）」⇒



本件照会先：労働基準部監督課（電話 024-536-4602）  
課 長 大和稔弘  
主任監察監督官 管家紀男